

各 位

会社名 株式会社リブセンス
代表者名 代表取締役社長 村上 太一
兼執行役員
(コード番号 6054 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 桂 大介
兼執行役員
TEL. 03-6683-0082

募集情報等提供事業における規制強化の影響と対応について

2024年8月21日に、厚生労働省より「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件」の改正案(以下、「本改正案」)が公表されました。本改正案は今後パブリックコメントを経て最終化され、決議・施行される見込みです。今後内容が変更となる可能性もありますが、現時点における当社への影響と今後の対応について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社グループの事業に関連する本改正案の概要

本改正案においては、募集情報等提供事業における金銭等の提供を原則禁止とする旨の規定が設けられております。これは、法的な強制力はないものの、求人メディアにおいて、求職者にいわゆる「お祝い金」を提供することを禁じる規定であり、当社グループにおいてはアルバイト求人サイト「マッハバイト」における「マッハボーナス」等が該当いたします。

現在、有料職業紹介事業においては、高額なお祝い金による過度な転職勧奨の防止を目的にお祝い金の提供が禁止されております。しかし、有料職業紹介事業者において違反事例が多く見られること、募集情報等提供事業においてもお祝い金を用いた悪質なトラブルの事例が一部で発生していることなどから、規制の範囲を拡大することとなったものであります。

2. 改正案に対する当社の見解および対応

高額なお祝い金による過度な転職勧奨は求職者の長期的なキャリア形成や求人企業の事業運営に悪影響を与えかねず、適切な規制は必要であると考えております。

一方で、お祝い金は採用課金サービスの提供において必須である不正防止の役割も果たしており、全面的な規制は採用課金サービスの廃止やスキーム変更による企業の負担増に繋がる可能性があります。また、求職者に対しては初回の給与支給までの生活費の補填といった側面があります。

そのため、お祝い金の全面的な規制は特に掛け捨てリスクを負えない中小企業や経済的な余裕の少ない非正規雇用の求職者の不利益になる可能性が高いと考えております。

当社は、本件への対応として、パブリックコメント等を通じて適切な範囲において規制が行われるよう要望する予定です。併せて、規制が行われた場合に備え、規制の趣旨を踏まえた新たなスキームやビジネスモデルの検討を進めております。

3. 当社グループ業績への影響

本件が2024年12月期の当社業績に与える影響はありません。

また、仮に将来的にお祝い金を廃止する場合は、「マッハバイト」において既に採用課金以外の課金形態も提供していること、お祝い金のコストが減少することなどから、短期的には当社グループの利益に大きな影響はない見込みです。一方、長期的にはビジネスモデルの変更や事業ポートフォリオの組み替えを実施する可能性があると考えております。

今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上